

成育医療研究委託費による研究事業への参加条件

国立成育医療センター

成育医療研究委託費における研究委託費の適正な執行を担保するため、主任研究者又は分担研究者（以下、「研究者」という。）として研究事業に参加する者について、以下の条件を設ける。

1．公的研究費の不適正経理等に係る履歴について

過去に受給した公的研究費において、本人又は管理及び経理に係る事務を委任された機関において、不適正な管理又は経理を行ったこと又はそれに共謀したこと（以下「不適正経理等」という。）により、公的研究費の配分機関から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、当該不適正経理等の内容に応じ、以下を目安として、返還を命じられた年度の翌年度以降2から5年間、研究事業に参加できないこととする。

- （1）当該研究事業の内容に関連する科学研究の遂行に使用された場合 2年
- （2）（1）を除く、科学研究の遂行に使用された場合 3年
- （3）科学研究に関連しない用途に使用された場合 4年
- （4）（1）～（3）にかかわらず、虚偽の請求を行い現金として受給した場合 4年
- （5）（1）～（4）にかかわらず、個人の経済的利益のために使用された場合 5年

ただし、当該不適正経理等が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けてられている場合は、成育医療研究委託費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

2．虚偽の申請による公的研究費の受給に係る履歴について

過去に、公的研究費の配分機関に故意又は重大な過失により虚偽の内容を申請するなどして、申請に係る公正な審査を妨げ、公的研究費を不正に受給したことにより、公的研究費の配分機関から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、返還を命じられた年度の翌年度以降5年間、研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該不正な受給が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けてられている場合は、成育医療研究委託費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。

3．研究上の不正行為に係る履歴について

過去に、公的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定されたことがある者は、不正行為の程度等により、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間、研究事業に参加できないこととする。

また、過去に不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者として注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者については、同様に、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間、研究事業に参加できないものとする。

ただし、当該不正行為が行われた公的研究費について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けてられている場合は、成育医療研究委託費による研究事業においても、それに準じた取扱いを行うこととする。